

令和7年4月1日

東大阪都市清掃施設組合 管理者

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、令和2年8月に策定した東大阪都市清掃施設組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画について、引き続き、女性職員の活躍の推進を図るため、以下のとおり、東大阪都市清掃施設組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（第2期）（以下「本計画」という。）を策定するものである。

#### 1 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

#### 2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する事務を行う特殊性を考慮し、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取り組みの実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

#### 3 計画の実施状況の点検及び公表

本計画に基づく取り組み状況等を点検・評価し、毎年度1回、措置の実施状況をホームページにて公表するものとする。

#### 4 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標と目標を達成するための取組及び実施時期

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

#### 5 数値目標と取組内容

##### 【目標】

- ① 令和11年度末までに、対象となる男性職員の2週間以上の育児休業の取得率を、計画期間の終期において15%以上とする。
- ② 令和11年度末までに、子どもの出生時における男性職員の5日以上の特例休暇（配偶者分娩休暇及び男性の育児参加休暇）の取得率を、計画期間の終期において100%とする。
- ③ 令和11年度末までに、採用者の女性割合を、5ヶ年平均で25%以上にする。

##### 【取組内容】

- ① 令和7年度より、男性の育児休業を促進するため、安心して休業・休暇を取得できるように、管理職が対象職員に対し、仕事の割り振りや分担を考慮し、所属全体での雰囲気づくりを促進する。

- ② 近隣の大学等へのアプローチ、ホームページ等での募集周知を強化し、女性からの応募増加を図る。